

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋6-2-1 木村ビル802

■ 平成23年税制改正 ~ 相続・贈与税の改正

Q 昨年、12月に平成23年税制改正大綱が発表されました。この中で、相続税・贈与税に関する部分のポイントはなんですか？

解説

1. 相続税の基礎控除
 (現行) 5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数
 (改正案) **3000万円 + 600万円** × 法定相続人の数
2. 死亡保険金の非課税限度額
 (現行) 500万円 × 法定相続人の数
 (改正案) 500万円 × **一定の法定相続人**の数
 一定の法定相続人 = 未成年者、障害者又は**相続開始時に生計を一にしていた者に限る**
3. 相続税と贈与税の税率 (青色塗りは減税、黄色塗りは増税)

【相続税の税率】

	現行	改正案
1000万円以下	10%	10%
3000万円以下	15%	15%
5000万円以下	20%	20%
1億円以下	30%	30%
2億円以下	40%	40%
3億円以下		45%
6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

【贈与税の税率】

	現行	改正案	改正案
200万円以下	10%	10%	10%
300万円以下	15%	10%	15%
400万円以下	20%	15%	20%
600万円以下	30%	20%	30%
1000万円以下	40%	30%	40%
1500万円以下	50%	40%	45%
3000万円以下		45%	50%
4500万円以下		50%	55%
4500万円超		55%	

改正案
**直系尊属が
 ら20歳以上
 の者**に対する
 贈与
 改正案
 改正案 以外
 の贈与

4. 相続時精算課税の適用要件の見直し
 (現行) 受贈者は推定相続人のみ、贈与者の年齢は65歳以上
 (改正案) 受贈者に20歳以上である**孫**を追加、贈与者の年齢要件を**60歳以上**に引き下げ

要するに...

一番大きい改正は**基礎控除が改正前に比べ4割も引き下げられたこと**。従来、相続税が課税されなかった人でもこれからは課税される人が大幅に増えることでしょう。また、相続税率・贈与税率も、かなりの変化があったので注意が必要。**精算課税は対象者が広がったので若干使い勝手がよくなりました**。でも、**保険金の非課税限度額の見直し、これはとんでもない改正じゃないでしょうか？**